

宝塚市民間放課後児童クラブ
整備・運営事業者 募集要項

令和 7 年（2025 年）7 月

宝塚市子ども未来部

アフタースクール課

目次

1	募集の趣旨.....	2
2	注意事項	2
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要.....	2
4	応募要件等.....	4
5	選考方法等.....	5
6	応募方法	6
7	スケジュール	7
8	提出資料及び提案内容	9
9	民間放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件	10
10	民間放課後児童クラブの運営に関する条件	11
11	補助金.....	15
12	その他.....	20
13	お問い合わせ先	21

1 募集の趣旨

宝塚市の放課後児童クラブは、現在、市内23小学校区において、公設公営の地域児童育成会23施設と民設民営の民間放課後児童クラブ20施設を開設しています。

近年、共働き世帯の増加に伴い保育需要が急増し、放課後児童クラブの利用申込者についても増加している状況です。これまでも民間放課後児童クラブの新規開設により、定員拡大を図ってきましたが、現状においても待機児童解消には至っておらず、施設は不足していることから、今後も定員を超えることが予測される地域を対象に、宝塚市の補助を受けて民間放課後児童クラブの整備、運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を広く公募します。

2 注意事項

宝塚市の補助を受けるにあたっては、「子ども・子育て支援新制度」「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、公設公営の地域児童育成会と同等程度の保育水準を確保するため、民間放課後児童クラブの施設整備や運営について、「宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守するとともに、「宝塚市立地域児童育成会条例」及び「宝塚市立地域児童育成会条例施行規則」に準じて事業実施や計画等を作成してください。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

（１）事業の目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活支援を行い、児童の健全育成を図る。

（２）事業の内容

児童の健康と安全に配慮しつつ健全育成と福祉向上を図るため、放課後において次に掲げることを行う。

ア 自主的な学習の促進による自学自習の精神及び生活態度のかん養に関すること。

イ 異年齢集団活動による仲間づくりの推進に関すること。

ウ その他、児童の興味関心の発揚と情操の高揚に関すること。

（３）対象児童及び定員

対象は、宝塚市内に在住し、小学校に就学する1年生から6年生までとし、その保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない児童とする。

定員は、25 人以上とする。

(4) 募集数及び地域

ア 募集数

募集地域①～④のうち 2 箇所（各募集地域につき 1 箇所）

※審査の結果により、1 箇所のみの選定、もしくは選定なしとなる場合がある。

イ 募集地域

放課後児童クラブ利用者の増加等により待機児童が多く見込まれる下記の地域

① 宝塚小学校区

令和 7 年 4 月 1 日時点で、65 人の待機児童が発生しており、低学年も多数待機となっている。

② 売布小学校区

令和 7 年 4 月 1 日時点で、40 人の待機児童が発生しており、低学年も多数待機となっている。

③ 長尾小学校区

令和 7 年 4 月 1 日時点で、45 人の待機児童が発生しており、低学年も多数待機となっている。

④ 長尾南小学校区

令和 7 年 4 月 1 日時点で、45 人の待機児童が発生しており、低学年も多数待機となっている。

(5) 開設時期

令和 7 年度（2025 年度）中の開設が望ましい。

令和 8 年度（2026 年度）4 月 1 日を開設期限とする。（厳守）

4 応募要件等

(1) 応募対象者

次号の応募資格を全て満たす法人

(2) 応募資格

ア 民間放課後児童クラブの運営を希望する者で、かつ、次の要件を満たす者であること

(ア)事業の運営主体が、営利を目的としない法人であること

(イ)児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、放課後児童健全育成事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、民間放課後児童クラブの運営を適切に行う能力を有すること

(ウ)宝塚市の放課後児童クラブをよく理解し、積極的に協力すること

(エ)資金計画及び事業計画が適正であること

(オ)直近の会計年度において、3 期以上連続して純損失を計上していないこと

(カ)過去3年間（過去3年間実施されていない場合は直近）に実施された自治体等の指導監査等で文書指摘を受けていないこと

※ただし、文書指摘を受けていた場合でも適正な改善報告がされており、同様の指摘を複数回受けていないなど、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みであると認められる際には対象とする

(キ)民間放課後児童クラブの運営にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと

イ 法人もしくは法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと

(ア)宗教活動又は政治活動を主たる目的としている

(イ)国税又は地方税を滞納している

(ウ)地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当する者

(エ)地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宝塚市における一般競争入札の参加を制限されている者

(オ)宝塚市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者（宝塚市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合）

(カ)市長又は副市長が地方自治法第142条に規定する役員等に相当する者（市長又は副市長が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監

査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合（当該団体に対して宝塚市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している場合を除く）

(キ)宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年宝塚市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者

ウ 事業実施施設の確保が確実に見込まれること

土地・建物の取得又は賃借を予定している場合は、応募時点で取得又は賃借が確実に見込まれる根拠として賃貸借確約書等を提出すること

ただし、応募受付期間に提出できない場合は、宝塚市の補助を受けて整備等を行う民間放課後児童クラブ候補事業者及び施設（以下「補助対象候補事業者及び施設」という。）の選定通知日から30日以内に提出すること

エ 財務内容が適正であること

オ 同一の応募者による複数（最大2施設）の応募を可能とする。ただし、複数の応募が採択された場合は、全て事業化すること

(3) 欠格事項

ア 応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

(ア) 1箇所の募集地域に対し、複数の提案書類を提出した場合

(イ) 当募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合

(ウ) 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

(エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(オ) その他不正な行為があった場合

5 選考方法等

(1) 補助対象候補事業者及び施設の選定

宝塚市民間放課後児童健全育成事業実施法人等審査会（以下「審査会」という。）において書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、補助対象候補事業者及び施設を選定します。プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時等については、受付後に応募者へ追って連絡します。また、審査会での審査にあたり、宝塚市が応募者へ質問する場合があります。

(2) 補助対象事業者及び施設の決定

審査会において補助対象候補事業者及び施設の選定後、宝塚市の補助を受けて民間放課後児童クラブの整備等を行う民間放課後児童クラブ事業者及び施設（以下「補助対象事業者及び施設」という。）として宝塚市が決定します。

なお、応募受付期間に事業実施施設の確保が見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）・地元住民等説明資料の提出が未だであった場合、その提出を待って決定します。ただし、補助対象候補事業者及び施設に選定した通知日から３０日以内に提出がなかった場合、当該補助対象候補事業者及び施設の選定から取り消すこととします。

(３) 選定に係る審査項目

1	基本理念（応募動機について）
2	運営方針について
3	施設計画について
4	保育内容について
5	安全・衛生管理について
6	職員の配置（研修）計画について
7	他の関係機関との連携について
8	資金計画・資産状況等について
9	法人事業実施状況等について
10	プレゼンテーション・ヒアリングについて

計１００点（点数は、審査員一人当たりのものです。）

(４) 選考結果と公表

選考結果は応募者に文書で通知します。電話等による審査結果や審査内容にかかる問い合わせには応じません。審査の結果、２箇所未満の選定もしくは該当なしとする場合があります。決定事業者の法人名等については公表を行います。

6 応募方法

(１) 募集要項等書類配布

ア 請求方法

「応募書類交付申請書」に必要事項を入力し、１３ お問い合わせ先に記載のメールアドレスに添付のうえ送信してください。

イ 配布期間

令和７年７月２２日（火）～令和７年９月５日（金）

ウ 配布方法

メールで請求いただいた方のメールアドレスに応募書類一式を送付します。

(２) 質問受付

ア 受付期間

一次受付：令和７年７月２２日（火）～令和７年７月２５日（金）

二次受付：令和７年８月４日（月）～令和７年８月８日（金）

いずれの期間も最終日 17:30 まで

イ 方法

質問票を提出してください。提出先は募集要項等書類の配布請求先と同じです。

ウ 回答

一次受付分回答：令和7年7月30日（水）

二次受付分回答：令和7年8月13日（水）

質問内容（質問法人名は除く。）及び回答はホームページなどで公開します。

（3）応募受付

ア 提出方法

提出書類をすべてそろえて提出してください。提出書類については、「別紙 1 提出書類一覧」を参照してください。

イ 受付場所

宝塚市役所 アフタースクール課

※メール、郵送、ファクス等での受付は行いません。

ウ 応募受付期間

令和7年8月18日（月）～令和7年9月5日（金）

（土・日曜日、祝日は除く。）

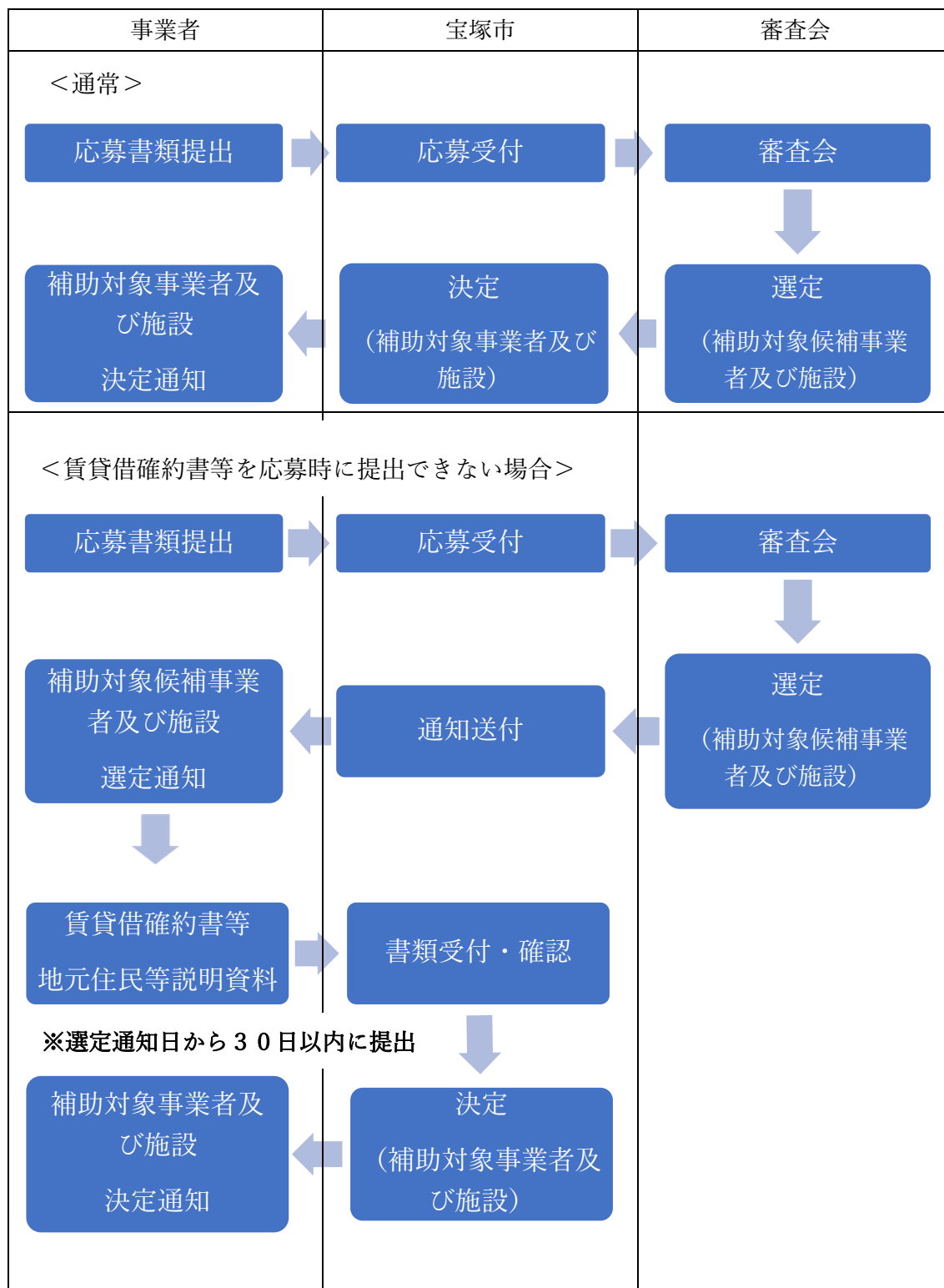
エ 受付時間

9:00～17:30（12:00～12:45は除く。）

7 スケジュール

令和7年7月22日～7月25日	一次質問受付
令和7年8月4日～8月8日	二次質問受付
令和7年8月18日～9月5日	募集受付
令和7年9月	審査会・選考
令和7年10月	補助対象事業者及び施設の決定
～令和8年4月1日	開設準備・利用者募集等→運営開始

選考の流れ



8 提出資料及び提案内容

(1) 提出資料は、別紙1 提出書類一覧に掲げたとおりとする。

(2) 提案内容等は、次の項目とする。(様式3)

ア 応募した動機について

応募した動機及び施設の特徴や工夫点、その他アピールポイントがあれば記載してください。

イ 民間放課後児童クラブの基本理念及び運営方針について

ウ 保育内容について

1 日の流れや年間カリキュラム等を具体的に記載してください。

エ 児童の健康管理について

日々の児童の健康管理をどのように行うのか、アレルギーのある児童へどのように対応するのか等、具体的に記載してください。

オ サービスの向上について

保護者との信頼関係を築くための取組等について記載してください。

カ 登所降所時の安全確保について

学校から民間放課後児童クラブまでの安全確保（送迎含む）についてどのように取り組むか具体的に提案してください。

キ 運営体制について

保育の実施体制について、組織体制や職員設置計画を具体的に記載してください。また職員の雇用、人材確保等に関する考え方を提案してください。

ク 自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の予定について

自主事業の予定がありましたら、その取組内容について具体的に記載してください。

ケ 事業実施施設について

事業実施施設の選定理由、事業実施施設の確保の状況、防火及び防犯対策、避難経路、事業実施施設へのアクセス（小学校からの徒歩時間等）を具体的に記載してください。

9 民間放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件

- (1) 施設の設置場所は、募集地域の小学校区内とすること。選定に際して必要な児童が広く利用できるとともに、送迎において小学校の周辺や保護者のお迎え等の利便性が高い場所等、その事業特性を十分考慮した上、将来的に継続した運営が可能となるようニーズが見込まれる場所とすること。
- (2) 事業者自らが所有又は賃貸する物件において運営を行うこと。ただし、賃貸物件の所有者又は貸主が事業者の役員（役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄附者等特別の関係にある場合には、賃料について近隣の同等程度の物件の賃料と比較して、同程度であると確認できること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を3年間以上継続実施すること。
- (4) 施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和7年度中に整備し、かつ令和8年4月1日までに確実に開所するよう進めること。開所前のスケジュールは「事業実施までのスケジュール（様式5）」で示すこと。
- (5) 施設は、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。施設が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの又は耐震補強済みのものであること。
- (6) 建築基準法、消防法、その他関係法令の要件を遵守していること。
 - ア 消防法について
消防法第17条の3の2の検査及び防火対象物使用開始届出に係る検査を受けたことを証する書類の写しを添付すること。
 - イ 建築基準法
検査済証又は建築基準法に係る台帳（建築物）記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付すること。
※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。
放課後児童健全育成事業のみならず、自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の実施にあたって必要な手続き等が無いかについても明らかにすること。
- (7) 保育室、静養室、流し台、手洗い場、児童用トイレ、児童用ロッカーの設備を設けるとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。
- (8) 保育室の面積は、児童1人につき、概ね1.65㎡以上あること。
- (9) 保育室が静養室、トイレと区画されていること。
- (10) 児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分配慮された建物であること。

- (11) 消火器等の消防設備が設けられていること。また、防火・防犯の観点から、二方向避難経路を確保できる施設が望ましい。
- (12) 児童が避難することを想定した避難経路が確保され、かつ機能していることを確認した書類を提出すること。
- (13) 応募書類提出前に、施設の設置場所の管轄である消防署と、消防用設備等の設置及び避難等の安全面について協議すること。問題がある場合は是正及び施設の変更を検討すること。
- (14) 地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じる等、児童の安全確保の配慮がされていること。
- (15) その他、宝塚市が制定する「宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。
- (16) 設置計画が周辺住民に理解されるよう、施設整備の計画や運営等（送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、応募までに周辺自治会長等に事前説明を行い、意見を聴取すること（議事録等、周辺自治会長や地元住民等への説明内容を示す書類を添付すること）。なお、集合住宅・テナントビル等にて事業を実施する場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。ただし、事業実施設備の確保が確実に見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）が応募受付期間に提出できない場合、地元住民等説明資料は補助対象候補事業者及び施設の選定通知日から30日以内での提出とすることができる。
- (17) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、宝塚市又は関係機関等に確認の上、実現可能な改修計画書として提出すること。
- (18) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けすること。

10 民間放課後児童クラブの運営に関する条件

- (1) 民間放課後児童クラブの定員は、25人以上とする。
- (2) 管理者及び職員配置
 - ア 民間放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること
 - イ 放課後児童支援員の数、クラブごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができるが、その場合においても、開所時間を通じて放課後児童支援員が1人以上配置されていなければならない。
- (3) 放課後児童支援員の資格要件

以下のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了した者。（採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。）

ア 保育士、教諭、社会福祉士の資格を有する者

イ 大学、大学院において社会福祉学、心理学等を専修・専攻した卒業者

ウ 高等学校を卒業し、放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者

エ その他「宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第10条第3項に該当する者

（４）開所日

以下に掲げる日を除く開設する小学校区の地域児童育成会の開所日に準ずること。

ア 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

イ 年末年始（12月29日～翌年1月4日）

ウ お盆休み（8月13日から日曜日を除く3日間）

（５）開所時間

以下に掲げる地域児童育成会の開所時間に準ずること。

ア 2月1日から10月31日までの期間

（ア）小学校の授業日 下校時から午後5時まで

（イ）小学校の休業日 午前8時30分から午後5時まで

イ 11月1日から翌年1月31日まで

（ア）小学校の授業日 下校時から午後4時30分まで

（イ）小学校の休業日 午前8時30分から午後4時30分まで

ウ 延長保育 最大午後7時まで（土曜日は無し）

（６）自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）

多様な市民ニーズに応えるために、地域児童育成会では提供していない付加的サービス（※）や放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動（※）については、自主事業（事業者が独自に提供する通常保育以外の市規定外の事業）として提案を可能とする。なお、自主事業は補助対象外だが、宝塚市と協議の上、別途費用徴収は可能（後述の「11 補助金」内の「運営等事業費補助金の交付対象の時間帯について」の項目の内容を留意の上、自主事業を実施すること）。

また、放課後児童健全育成事業に含まれない塾やスポーツクラブ、習い事活動等の自主事業を主たる目的とする内容では応募できないものとする。

※自主事業として挙げられる付加的サービス及び活動の例

◆地域児童育成会では提供していない付加的サービス

19時以降の延長保育、日曜日等の開所、自宅等への送迎等

◆放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動

英会話・ダンスなどの習い事活動等

◆その他

長期休業期間中の昼食の提供

など

(7) その他

- ア 民間放課後児童クラブの入所募集及び入所決定は、宝塚市と協議の上、事業者が募集し入所決定すること。募集のスケジュールや利用審査については地域児童育成会に準ずること。
- イ 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- ウ 保護者との交流を図り、保護者の意見を踏まえた民間放課後児童クラブの運営に努めること。
- エ 学校・地域・行政等との連携を図ること。
- オ 支援員等の資質向上に向けて、職員研修を積極的に実施すること。
- カ 児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。特に送迎時にも対象となる保険に加入すること。
- キ 小学校からの民間放課後児童クラブまでの児童の送迎については、必要に応じて安全を確保し実施すること。なお、1年生の入学当初の送迎については、校区内であっても徒歩送迎を行う等、安全の確保に特に配慮すること。
- ク 利用者の募集は事業者が主体となってい、待機児童が少ない場合であっても魅力的な自主事業の展開等で自律的に利用者の確保を行うこと。
- ケ 保育料は、宝塚市が定めた育成料と同額（減免制度あり）を事業者で徴収し運営経費に充当すること。また、おやつ代についても事業者で徴収するが、運営経費と別に会計を行うこと。
- コ 運営経費については、その一部を補助する。
- サ 原則として、宝塚市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の保護者負担は、この限りではない。
- シ 個人情報の取り扱いは、個人情報保護法に基づくものとし、また、民間放課後児童クラブを運営するうえで知り得た内容等は守秘義務を守ること。

ス 「宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「宝塚市立地域児童育成会条例」、「宝塚市立地域児童育成会条例施行規則」及び地域児童育成会の運営内容に変更があった場合は、その内容に準じて運営内容を変更すること。

(8) 施設等の転用について

開設準備補助金、運営補助金を受けた事業者は、施設等を民間放課後児童クラブの目的外に使用しないこと。ただし、市規定外の時間かつ民間放課後児童クラブの運営に支障がない場合は、この限りではない。

(9) 放課後児童健全育成事業が困難になった場合の措置について

ア 放課後児童健全育成事業の継続については「9 民間放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件」(3)で定めているが、放課後児童クラブの待機児童が著しく減少し、(7)クに努めたが利用児童数が低迷した場合等でやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

イ 事業者は、事業の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに宝塚市に報告しなければならない。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により適正な事業運営が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、宝塚市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、宝塚市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

エ 事業者が宝塚市の指示に従わないときや、事業者の財政状況が著しく悪化する等、事業の継続が困難と認められる場合は、宝塚市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

オ 前記ウ又はエにより事業者の補助金交付決定が取消され、宝塚市に事業者の債務不履行による損害が生じた場合には、事業者が賠償の責めを負うこととする。

カ 宝塚市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、宝塚市と事業者は、放課後児童健全育成事業継続の可否について協議することとする。

11 補助金

(1) 補助金の概要

民間放課後児童クラブ運営支援事業に係る補助金は、以下のとおりである。

ア 民間放課後児童クラブ開設準備補助金

民間放課後児童クラブの開設準備に係る施設整備、備品整備等に関する補助金

イ 民間放課後児童クラブ運営補助金

民間放課後児童クラブの運営に関する補助金

※上記補助金の金額については、今後の子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）改定や宝塚市の予算状況等により金額が変更となる場合があるため、留意すること。

※イの民間放課後児童クラブ運営補助金は、放課後児童健全育成事業にかかる部分に交付する（前述の自主事業にかかる経費は補助対象外）。

(2) 補助金の対象者

補助対象事業者として決定された法人

(3) 補助金の詳細

ア 民間放課後児童クラブ開設準備補助金

(ア) 補助基準額

区 分	基準額	補助対象となる経費
開設準備補助	予算の範囲内で市と協議して定めた額	建物整備費、備品整備費、礼金等開設に必要な経費

※補助基準額の上限は子ども・子育て支援交付金の放課後児童クラブ設置促進事業に該当するもので 5,900,000 円とする。

※児童一人当たり専用スペースを概ね 1.65 m²確保すること。なお、児童一人当たりの専用スペースとは、共有スペースを除く、放課後児童健全育成事業実施のための専用スペースを定員数で除した面積とする。

(イ) 建物整備、備品整備補助等における注意事項

- ① 補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については補助の対象とはならない。
- ② 施設改修において、事前協議をしていない場合は、補助金の交付はできない。
- ③ 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に該当しない施設においては、補助金の交付はできない。

イ 民間放課後児童クラブ運営補助金
(ア)補助基準額

区 分		基準額	補助対象となる経費
運 営 補 助	年間平均入所児童数 40 人以下	9,862,000 円	人件費（報酬、給料、職員手当等、社会保険料、賃金及び通勤旅費）、消耗品費、光熱水費、事務費（役務費、使用料、賃借料、原材料費等）その他事業に必要な経費 ※上記、賃借料には建物賃借料は除く。
		予算の範囲内で市と協議して定めた額	建物賃借料、建物の原状回復に係る経費
	年間平均入所児童数 41 人～50 人	10,922,000 円	人件費（報酬、給料、職員手当等、社会保険料、賃金及び通勤旅費）、消耗品費、光熱水費、事務費（役務費、使用料、賃借料、原材料費等）その他事業に必要な経費 ※上記、賃借料には建物賃借料は除く。
		予算の範囲内で市と協議して定めた額	建物賃借料、建物の原状回復に係る経費
	年間平均入所児童数 51 人～70 人	12,982,000 円	人件費（報酬、給料、職員手当等、社会保険料、賃金及び通勤旅費）、消耗品費、光熱水費、事務費（役務費、使用料、賃借料、原材料費等）その他事業に必要な経費 ※上記、賃借料には建物賃借料は除く。
		予算の範囲内で市と協議して定めた額	建物賃借料、建物の原状回復に係る経費
	障がい児受入加算	2,059,000 円	障がい児の受入に必要な経費
	バス等児童送迎支援加算	予算の範囲内で市と協議して定めた額	バス等による児童の送迎に必要な経費
	処遇改善費 （月額 9,000 円相当の賃金改善）	396,000 円	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準ずる。 ※1 支援の単位当たり月額最大は 33,000 円とする。

※補助基準額の上限は、建物賃借料、建物の原状回復に係る経費については
3,000,000 円、バス等児童送迎支援加算については 581,000 円とする。

※補助金額は補助基準額と補助対象となる経費のうちいずれか低い金額から、保育料を控除した金額とする。

※補助金支出の流れは、予定年間平均児童数に応じて補助額を算出し、2回に分けて概算払いにより交付する。

※補助額は、補助基準額に見直しがあれば変動することがある。また、10人未満の利用児童数となる補助対象事業者及び施設の補助金支給については、所管省庁の長との事前協議成立が前提となるため、補助金の交付の取りやめまたは減額される場合があることを留意すること。

(イ) 運営補助金の交付対象の時間帯について

小学校の授業日と休業日における交付対象の時間帯は下記のとおりである。自主事業を実施する場合は、補助対象時間外に行うこと。

< 小学校の授業日 >

	放課後 14:00～19:00		
民間放課後 児童クラブ		14時～19時 補助対象	

※放課後の14時は平均的な開所時間を記載。給食の無い日等状況によって開所時間を前後させる必要あり。

< 小学校の休業日（日曜・祝日・お盆休み及び年末年始を除く） >

	8:30～19:00 (土曜日は17:00)		
民間放課後 児童クラブ		8時30分～19時 (土曜日は～17時) 補助対象	

(ウ) 運営補助における注意事項

- ① 事業開始時には、児童福祉法第34条の8第2項に基づき、児童福祉法施行規則第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項について届け出を行うこと。
- ② 年度当初に交付決定された基準額の基礎となる児童の数や開所日数等については、年平均の実際の児童の数や実際の開所日数等の

実績が下回った場合、補助金の返還が生じる場合がある。

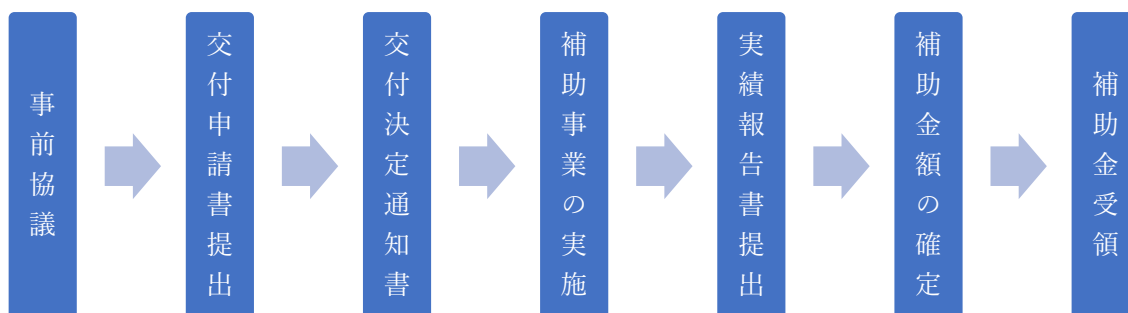
③ 補助金の交付申請は、予定年間平均児童数で提出すること。

④ 補助金の交付については、毎年度決定する。

(4) 補助金交付における注意事項（共通事項）

- ア 収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業等完了後の翌年から 5 年間保存保管しておくこと。
- イ 補助金交付に係る書類等の提出は遅滞なく行うこと。
- ウ 補助金交付の該当事項に対して監査を受けること（随時現地調査を行う場合もあり）。
- エ 補助事業に関する重要事項について宝塚市の意見が反映される仕組みになっていること。
- オ 各法人（社会福祉法人以外の法人を含む）の行う入札契約については、「社会福祉法人における入札等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）に準じた方法で入札を行うこと等各種条件がある。
- カ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、該当消費税仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。
- キ 民間放課後児童クラブ開設準備補助金は整備完了後、実績払いとする。民間放課後児童クラブ運営補助金は年度終了後、年間平均児童数実績等に応じて補助金の確定を行い、精算を行う。なお補助金交付済額と補助金確定額を比較し、補助金交付済額が補助金確定額を上回る場合は、その差額を返還しなければならない。
- ク 補助事業実施において申請等に虚偽があった場合は、補助金は全額返還しなければならない。

(5) 開設準備補助金交付申請手続きのフロー



ア 提出書類

(ア) 事前協議及び交付申請時

- ・ 放課後児童健全育成事業実施に係る事前協議書
- ・ 宝塚市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書
- ・ 法人の定款、寄付行為、団体の規約等
- ・ 事業の収支予算書
- ・ 事業計画書
- ・ 施設概要と位置図（小学校からの経路がわかるもの）、平面図等
- ・ 保育方針、安全対策指針、運営に係る方針やマニュアル等
- ・ 年間事業計画（行事計画）
- ・ 募集要項や募集案内チラシ等
- ・ 放課後児童支援員の配置計画、確保策、研修計画等
- ・ その他市長が必要と認める書類

(イ) 実績報告書

- ・ 放課後児童健全育成事業実績報告書（補助金）
- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 見積書、領収書の写し
- ・ 整備する施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し
- ・ 整備する施設に係る建築基準法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限る）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の検査及び防火対象物使用開始届出に係る検査を受けたことを証する書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

12 その他

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守する他、施設の整備及び民間放課後児童クラブ運営にあたっては関係法令を遵守することはもとより、宝塚市の指導に応じること。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。施設の改修等を行う前に、決定事業者の責任において、近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会等）及び関係者に説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るように努めること。また、改修工事のスケジュールや工事車両の通行等についても十分に説明を行うこと。
- (3) 施設の改修等に係る諸手続きは、決定業者が行うこと。
- (4) 決定事業者は、防火対象物使用開始届出書を事業開始の7日前までに消防長または消防署長に届出し、消防の検査を受けること。
- (5) 審査会による選考前及び事業開始前において、宝塚市が必要と認める場合に現地確認等を実施することがある。
- (6) 事業計画の変更は原則として認めない。ただし、事前協議を行った上、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、変更を認めるものとする。特に令和8年4月1日までの開所については厳守するものとし、事業者の責にやらない理由を除き原則として延期は認めない。
- (7) 宝塚市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができる。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。
 - ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - イ 当初予定していた施設等の確保が困難になる等計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - エ その他の事情により、適切な民間放課後児童クラブの運営が困難と認めるとき。
- (8) 事業者決定後、事業実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (9) 応募のために支出した費用等（補助対象候補事業者及び施設の選定通知日から30日以内に賃貸借確約書等や地元住民等説明資料の提出が無かった場合に当該補助対象候補事業者及び施設を選定から取り消した場合に生じた損害含む）については、宝塚市は補償しないものとする。

- (10) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、宝塚市情報公開条例に基づき公開することがある（非公開情報を除く）。
- (11) 応募にあたり質問がある場合は、「(様式 A) 質問書」に記入の上、「13 お問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること（提出は応募者が直接行うこと。コンサルタント等からの提出は不可とする）。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については回答できない。なお、質問内容及び回答は、宝塚市が必要と判断した場合は、質問された応募者以外の応募者への周知等として、宝塚市ホームページに掲載することがある。また、質問への回答内容については、本募集要項の追加または修正事項とする。
- (12) 応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、宝塚市ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認すること。宝塚市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。
- (13) 運営開始後、宝塚市において設備及び運営、補助金等に関して定期的に実地調査を行うので、対応すること。

13 お問い合わせ先

○公募及び放課後児童健全育成事業について

宝塚市 子ども未来部 アフタースクール課（市役所本庁 3 階）

電話：0797-77-2030

F A X：0797-77-2800

E メール：m-takarazuka0055@city.takarazuka.lg.jp

○消防法その他消防に関することについて

宝塚市消防本部 予防課

住所 宝塚市伊子志 3 丁目 1 4 番 6 1 号

電話：0797-73-1953

○建築物の情報について

宝塚市 都市整備部 建築指導課（市役所本庁 3 階）

窓口システム（自動交付機）で交付・閲覧が可能